

侍従補任稿

——大宝元年（仁和二年）——

笠井純一

はじめに

『本朝書籍目録』には公卿・弁官・外記などの補任とならんと、「侍従補任」の書名が記される。一方内閣文庫には『侍従補任』なる写本一冊が蔵されている（函号・一四七一七二）。しかしこれは、その巻頭に「五位藏人」とみえる通り、寛平五年（八九三）から享保三年（一七一八）までの、侍従にして五位藏人（もしくは藏人頭）となつた十六名の官人を列記したもので、鎌倉後期の「侍従補任」とは全く趣が異なつてゐる。けれどもその記事には「尻付」が付されるなど、『公卿補任』と類似した書式も認められるので、中世以来の「侍従補任」が江戸期まで書き継がれ、そこから必要記事のみを抜出したものかもしれない。なお、『日本古文書学提要』下巻付録の「主要補任一覧」によれば、東山御文庫にも同名の書が架蔵される由である。編者は未見であるが、恐らく内閣文庫本と同類の写本であろう。

いずれにしても「侍従補任」は、完全な形では今日に伝えられていない。しかし侍従は、恐らくは大宝令で制定されて以来、「常侍規

諫、拾遺補闕」等の職務を有し、少なくとも藏人所設置までは、天皇側近として特に要重の官であつた。定員八員のうち、三人は少納言の兼官であり、相当位は從五位下だがしばしば高位のものも任命され、公卿が兼任することすらあつた。ことに大同二年、複数の公卿が一時にこの官を兼ねたことは、政治史的にも注目すべき事実である。このことはすでに、望月一樹「平城朝における侍従任命について—大同二年八月十四日任命を中心に—」（『駒沢史学』三六号）などに詳しい。

編者は大同期官職制度の考察をするなかで、侍従の補任状況を精査する必要を感じたので、『続日本紀』等代表的な文献から、折々に任官者を抜出して本稿を作成した。もとより不十分な調査に基づく粗稿であるので、諸賢の御批正を待つて補充したいと考えている（なお侍従任官者については、成瀬高明「侍従・次侍従考—奈良朝を中心として—」『相山女学園大学研究論集』一五号、および前掲望月論文に一覧表が掲げられる。前者は延暦十年以前、後者は大同四年以前の分が収録されており、有益である）。

侍従補任稿 (笠井純一)

二

凡例

本稿は大宝元年（七〇一）から仁和三年（八八七）に至る侍従任官者を、諸史料から検出し、年次をおつて排列したものである。

各年次ごとに、上段に検出された官人の帶位・氏名を掲げ、下段にはそれぞれの出典・所在およびその記事の一部を付した。

同一年次中では、侍従任官者を帶位の高低に従つて排列した。当該年中に官位の昇叙があつた場合は、新官位を示した。

公卿にして侍従に任命した者には、氏名に※印を付した。

出典・所在は「」の中に示した。頻出する出典は、通例に従い略記した場合がある（例、後紀＝『日本後紀』、公＝『公卿補任』、平＝『平安遺文』）。

出典記事のテキストは、『六国史』『類聚国史』『日本紀略』『公卿補任』『尊卑分脈』等は新訂増補国史大系本、金石文は『古京遺文』、『家伝』は『寧樂遺文』、正倉院文書等は『大日本古文書』を用いた。なおアラビア数次を○で囲んだものは、『大日本古文書』編年文書の巻数である。

◆天平初年

正四位上 六人部王 [家伝下]（神龟）五年六月。遷大納門。……其間正四位下 長田王 參議高卿。有中納言丹比卿守。三弟式部卿宇合。四從四位下 門部王 弟兵部卿麻呂。大蔵卿鈴鹿王。左大弁葛木王。風流從四位下 カ狭井王 侍從。有六人部王・長田王・門部王・狹井王・桜井從四位下 桜井王 王・石川朝臣君子・阿部朝臣安麻呂。置始工等十余

◆大宝元年
從五位下 威奈大村

[威奈真人大村墓志]以大宝元年律令初定更授從五位下仍兼侍従

◆和銅元年
從五位下 藤原武智麿

[家伝下]和銅元年三月。遷岡吉頭兼侍従。

◆養老五年
從五位上 石川君子

[統紀]六月辛丑。從五位上石川朝臣君子為侍従。

◆養老七年
從四位下 三島王

[尊卑分脈二篇四一七頁]（藤原三岡）母侍従從四位下三島生女從五位下山慢女王

◎頭註に「生・恐当作王」とある。なお侍従任官時は不明だが、『統紀』によつてしばらく、從四位下叙位（養老七年正月）の年次に讀いた。

從四位下 石川君子 人
從四位下 阿部安麿
置始 工

◎右七人の官位は、成瀬論文によつて補つた。

◇天平十七年
從四位下 佐伯淨萬侶

(天平十七年三月廿一日丹褒文書②八二) 從四位下左衛士府督兼山背侍從佐伯宿祢「淨萬侶」。

◇天平三年

從三位 ※藤原麻呂

(公)宇合同日任。兵部卿如元。歴左京大夫。侍從。
十一月日兼山陰道鎮撫使。

◇天平廿年
從五位下 藤原魚名

(公・神護景雲二年尻付) 天平廿年一月一日(七イ)[十
九統紀] 授從五位下。補侍從。

(統紀・延暦二年七月庚子条) 天平末。授從五位下。
補侍從。

◇天平八年

從三位 ※橘 諸兄

(公・天平八年尻付) 十一月十七日從三位行左大弁兼
侍從左右馬内匠僕造監萬城王從四位上佐為王等上
表。請賜橘宿祢之姓云々。

◆天平勝宝元年
從四位上※橘奈良麻呂

(統紀) 閏五月甲午朔。從四位上橘宿祢奈良麻呂……
並為侍從。

◇天平九年

從四位上 橘 佐為

(公・延暦九年藤原雄友尻付) 母正四位上侍從中宮大
夫兼右衛門督橘朝臣佐為四女。尚藏三位麻通我朝
臣。

從五位上 阿倍鳴麻呂

(異本公・天平宝字元年尻付) 天平勝宝元一四年叙從
四位上閏五月為侍從

並為侍從。

○橘佐為は天平九年二月正四位下に昇叙され、同年
八月、中宮大夫兼右衛門督正四位下で卒した。す
なわち、佐為が右の如き官位を帶た時点は現実に
はなかつたと思われるが、しばらく此處に置くこ
ととした。

從五位下 藤原繩麻呂

(統紀) 八月辛未。從五位下藤原朝臣繩麻呂為侍從。

並為侍從。

從五位下 藤原魚名

(統紀) 十一月甲寅。遣……侍從從五位下藤原朝臣魚
名等。以為迎神使。

(公・天平廿一年頭書) (十一月) 甲寅。遣……侍從從
五位下藤原朝臣魚名等。為迎神之使云々。

◇天平勝宝二年

從五位上 安倍鳴麻呂 [天平勝宝二年二月廿六日太政官符^⑯] 從五位上守

右中弁兼侍従大倭守十二等安倍朝臣「鳴麻呂」

◇天平勝宝七歳

從三位 ※藤原永手 [天平勝宝七歳十二月廿八日孝謙天皇東大寺領施入

勅^⑰八四] 從三位行左京大夫兼侍従大倭守藤原朝臣

「永手」

◇天平勝宝八歳

從三位 ※藤原永手

[天平勝宝八歳六月十二日孝謙天皇東大寺宮宅田園
施入勅^⑱一九、同年六月廿一日東大寺獻物帳^⑲一

七一、同年同月同日奉虛舍那仏種々來帳^⑳一七五]

從三位行左京大夫兼侍従大倭守藤原朝臣「永手」

[天平勝宝八歳七月八日法隆寺獻物帳^㉑一七七、同年
七月廿六日東大寺獻物帳^㉒一七九] 從三位行中務卿

兼左京大夫侍従藤原朝臣「永手」

從四位下 巨勢堺麻呂 [天平勝宝八歳七月廿六日東大寺獻物帳^㉓一七九] 從
四位下守右大弁兼紫微少弼春宮大夫行侍従大倭守十二等

巨勢朝臣「堺麻呂」

◆天平宝字元年

從五位下 藤原繩麻呂 [統紀]六月癸巳。以兵部少輔從五位下藤原朝臣繩麻

呂為准侍従。

◇天平宝字二年

從三位 ※巨勢閼麻呂

[統紀]八月甲子。參議從三位紫微大弼兼兵部卿侍従
下總守巨勢朝臣閼麻呂……等。奉勅改易官号。

下

總守巨勢朝臣閼麻呂……等。奉勅改易官号。

[天平宝字二年八月廿五日太政官令^㉔] 一九三] 參議從

三位行紫微大弼兼兵部卿侍従下總守巨勢朝臣麻呂

[天平宝字二年十月一日東大寺獻物帳^㉕三三七] 參議

從三位行武部卿兼坤官官大弼侍従下總守巨勢朝臣

閼麻呂

◇天平宝字五年頃

從三位 ※藤原御楯

[神祇大輔中臣毛人等百七人歷名^㉖一三〇] 侍従藤原
御楯

○御楯は宝字五年八月正四位上、同年十月從三位に
叙され、同八年六月授刀督兼伊賀近江接察使、從

三位で薨じた(統紀)。右歴名の年代は不明だが、
ひとまず『大日本古文書』に従つて宝字五年にお
き、從三位と表記した。

◇天平宝字七年

從五位上 石上宅嗣

[統紀]正月壬子。從五位上石上朝臣宅嗣為文部大輔。
侍従如故。

從五位上 藤原綱麻呂

[統紀]正月壬子。從五位上藤原朝臣綱麻呂為礼部大輔。

侍従如故。

◆天平宝字八年

正五位上 淡海三船

(統紀延暦四年七月庚戌条) (惠美仲麻呂乱) 以功授
正五位上兼三等除近江介。遷中務大輔兼侍從。尋補
東山道巡察使。

◆天平神護元年

從四位下※藤原繩麻呂 (公) 正月癸一 (三統紀) 等。兼勅旨卿侍從。

◆天平神護二年

正四位下※藤原繩麻呂 (統紀) 三月丁卯。大納言正三位藤原朝臣真柄熒。……

使民部卿正四位下兼勅旨大輔侍從兼三等藤原朝臣
繩麻呂……弔之。

(統紀) 三月辛巳。參議民部卿正四位下勅旨大輔侍從
藤原朝臣繩麻呂為近江守。

正五位下 藤原雄田麻呂 (公・宝龟二年尻付) 天平神護二年九月正五下。為山

陽道巡察使。後為左中弁。兼侍從内匠頭。

◆神護景雲元年

從四位下 阿倍息道

(統紀) 三月己巳。從四位下阿倍朝臣息道為中務大輔。
侍從如故。

正五位上 淡海三船
(統紀) 六月癸未。東山道巡察使正五位上行兵部大輔
兼侍從兼三等淡海真人三船。……宜解見任用懲將
來。

正五位下 藤原雄田麻呂 (統紀) 二月戊申。左中弁侍從内匠頭武藏介正五位下

藤原朝臣雄田麻呂為兼右兵衛督。

◆神護景雲二年

從三位 ※藤原繩麻呂 (統紀) 二月癸巳。從三位藤原朝臣繩麻呂為近江按察

使。民部卿勅旨大輔侍從如故。

從四位上 藤原是公 (統紀) 十一月癸未。從四位上藤原朝臣是公為侍從兼

內藏頭。

(公・宝龟五年尻付) 神護景雲二年十一月癸未兼侍從
内藏頭。

(統紀) 十二月癸丑。從四位上内藏頭侍從藤原朝臣是
公為兼下總守。

從五位上 藤原家依 (統紀) 二月癸巳。從五位上藤原朝臣家依為侍從。
從五位下藤原朝臣家依為式部少輔。侍從如故。

(公・宝龟八年尻付) 神護景雲二年二月補侍從。任式
部少輔。

從五位上 船井王 (統紀) 閏六月乙巳。從五位上船井王為侍從。

◆神護景雲三年

正五位下 藤原家依 (公・宝龟八年尻付) 三年一月正五下。八月兼大和守

(少輔侍從如元)。

◆宝龟元年

從四位下 山部王 (統紀)八月丁巳。授大學頭諱從四位下。……從四位下諱為侍従。

(統紀)九月庚午。中納言從三位藤原朝臣絳麻呂為兼中衛大將。勅旨卿侍従如故。

◇宝龟五年

正四位下※藤原是公 (公・宝龟五年尻付)宝龟五年正月七日正四位下。三月甲辰兼春宮大夫。式部大輔。侍従如元。

(公・宝龟五年註記)五月五日任(參議)。春宮大夫侍従左衛士督式部大輔等如元。

從三位 ※藤原是公

(公・宝龟十年註記)式部大輔。正月七日從三位。遷式部卿。止左大弁。春宮大夫左衛士督侍従如元。

從四位下 藤原雄依

(統紀)九月甲午。以從四位下藤原朝臣雄依為式部員外大輔。侍従譲岐守如故。

從五位下 石川彌奈支麻呂

(統紀)九月庚午。侍従々五位下石川朝臣彌奈支麻呂為右兵衛佐。

◇宝龟八年

正四位上※藤原是公 (統紀)十月辛卯。參議正四位上藤原朝臣是公為左大弁。春宮大夫左衛士督侍従如故。

(公・宝龟八年註記)春宮大夫。正月丁巳正四位上。左衛士督。十月兼左大弁。侍従。

◇宝龟十一年

從三位 ※藤原是公

(公・宝龟十一年註記)左大弁。春宮大夫。左衛士督。式部卿。侍従。

◆天応元年

從三位 ※藤原浜成

(統紀)六月癸卯。降太宰帥從三位藤原朝臣浜成為員外帥。……帥參議從三位兼侍従藤原朝臣浜成。所經之職。善政無聞。

從三位下 奈貴王 (統紀)二月乙酉。侍従々四位下奈貴王卒。

從三位下 藤原雄依 (統紀)二月乙未。從四位下藤原朝臣雄依為侍従。讚岐守如故。

從三位下 藤原家依 (統紀)七月丁卯。正四位上藤原朝臣家依為兵部卿。侍従下總守如故。

(公・宝龟十二年註記) 治部卿。五月兼下總守。七月任兵部卿。兼侍從(守如故)。十一月十一日從三位。

(正倉院御物出納文書) 五 東大寺使解(付) 一五

檢校使參議正四位上兵部卿侍從藤原朝臣家依

◎右文書は延暦六年六月廿六日の日付を有するが、右檢校使の年代は家依の官位から天応元年のも

のと判断した。

從四位下 五百枝王 (統紀) 十月二丑。從四位下五百枝王為侍從。

◇ 延暦二年

從三位 ※ 藤原家依

(公・延暦二年註記) 兵部卿。侍從。下總守。

從三位 ※ 藤原家依

(公・延暦二年註記) 兵部卿。侍從。下總守。

◇ 延暦三年

從三位 ※ 藤原家依

(公・延暦三年註記) 兵部卿。侍從。下總守。

從五位下 藤原乙叡

(統紀) 七月壬午。從五位下藤原朝臣乙叡為侍從。

(公・延暦十三年尻付) (延暦二年) 七月壬午侍從。

◇ 延暦四年

從三位 ※ 藤原家依

(統紀) 六月癸未。參議兵部卿從三位兼侍從下總守藤原朝臣家依薨。贈太政大臣正一位永手之第一子也。

從五位下 藤原弟友

(統紀) 正月辛亥。以從五位下藤原朝臣弟友為侍從。

◇ 延暦九年

從三位 ※ 藤原家依

(統紀) 三月丙午。大藏大輔正五位下藤原朝臣乙叡為兼信濃守。侍從如故。

從五位下 藤原乙叡

(統紀) 三月壬戌。正五位下藤原朝臣乙叡為(兵部)大輔。侍從信濃守如故。

◇ 延暦元年

從三位 ※ 藤原浜成

(統紀) 閏正月辛丑。員外帥藤原朝臣浜成之女為川繼妻。解却浜成所帶參議并侍從。但員外帥如故。
(公・宝龟十二年註記) 或云延暦元閏正辛丑解三木侍從等(帥如元)。

從三位 ※ 藤原家依
正四位下 藤原鷹取

(統紀) 五月己亥。正四位下藤原朝臣鷹取為中宮大夫。

侍從越前守如故。

從四位下 五百枝王

(統紀) 閏正月庚子。侍從從四位下五百枝王為兼美作守。

◇ 延暦四年

從三位 ※ 藤原家依

(統紀) 六月壬申。從四位下五百枝王為兼越前守。輔。兼衛門督(侍從守如故)。

從五位下 藤原弟友

(統紀) 三月壬戌。從五位下藤原朝臣弟友為侍從。……從五位下藤原朝臣弟友為宮内少輔。侍從如故。

◇延暦十年

從五位下 藤原弟友 (統紀)正月己丑。從五位下藤原朝臣弟友為大判事。

侍從如故。

從五位下 大庭王 (統紀)正月己丑。以從五位下大庭王為侍從。

從五位下 藤原緒嗣 (統紀)四月己酉。以從五位下藤原朝臣緒繼為侍從。

(公・延暦二十一年尻付) (延暦)十年四月侍從。

(統後紀・承和十年七月庚戌条)十年春授從五位下(時年十八)補侍從中衛少將。

◇延暦十一年

從五位下 藤原乙敍 (公・延暦十三年尻付) (延暦)十年十月丁酉從四下。十一年四月乙巳右兵衛督(兵部大輔侍從如元)。

從五位下 秋篠安人 (類史一四七國史)八月癸丑。(統紀撰者)……少納言

從五位下兼侍從守右兵衛佐行丹波介百秋篠朝臣安人。

◇延暦十四年

從四位下※藤原乙敍 (公・延暦十四年註記)左京大夫。二月庚午兼侍從山城守。同月丁巳兼主馬首(大夫守如故)。

從四位下 藤原繼業 (後紀)四月壬子。侍從從四位下葛野王為兼主馬頭。

◇延暦二十三年

從四位下 葛野王

(後紀)四月壬子。侍從從四位下葛野王為兼主馬頭。

◇延暦十五年

從五位下 藤原繼業 (統後紀・承和九年七月丁酉条)延暦十五年。擢自內舍人。叙從五位下。為侍從。兼常陸介。

舍人。叙從五位下。為侍從。兼常陸介。

◆大同元年

從四位下 大庭王 (後紀)正月癸巳。侍從從四位下大庭王為兼上野守。

(後紀)四月甲午朔。……誅……侍從從四位下大庭王。

從四位下 中臣王

(後紀)四月甲午朔。……誅……侍從從四位下中臣王。

(公・天長二年尻付) (頭書云)統日本後紀。延暦十五擢自內舍人。叙從五下。為侍從。兼常陸介。尋遷大學頭左兵衛佐。兼信濃守。

◎伊予親王事件発覚は大同二年。位階は前年の記事に依った。

正五位下 藤原嗣業 〔後紀〕四月丁未。正五位下行侍従左兵衛佐藤原朝臣嗣業等。返上先帝所賜別勅封三百戸。
正五位上 三諸綿麻呂 〔後紀〕五月甲子朔。正五位上三諸朝臣綿麻呂為侍従。
播磨守如故。

◇大同二年
正三位 ※藤原内麻呂 〔公・大同二年註記〕八月十四日准侍従〔不見國史云々〕。

〔公・大同五年尻付〕〔延暦〕廿五年五月甲子。准侍従。
正三位 ※坂上田村麻呂 〔公・大同二年註記〕八月十四日准侍従〔不見國史云々〕。

◎『公卿補任』延暦二十五年条の藤原内麻呂註記に、「八月十四日兼侍従〔勲國史。此日無除目。廿日有除目歟。而不任侍従」とあるが、本稿では大同二年の誤りとみなした。

從三位 ※坂上田村麻呂 〔公・大同二年註記〕八月十四日准侍従。十一月十六日准兵部卿。大將軍等准官如元。

從四位上 ※藤原緒嗣 〔公・大同二年註記〕八月准侍従。十一月十六日准大弁。觀察使右衛門督如元。十九日辞弁不許。

從四位上 ※秋篠安人 〔公・大同二年註記〕八月十四日准侍従。十一月十四日准伊與親王事左遷造西寺長官。他官皆停〔左大弁。近衛中將。春宮大夫〕。

從四位下 巨勢野足 〔公・大同五年尻付〕〔延暦〕廿一十一從四位下。……
〔大同〕二年八月十四日准侍従。

從四位下 中臣王 〔後紀・大同四年閏二月甲辰条〕侍従中臣王連伊予親王之事。絆拷不服。時嬖臣激當令加大杖。王背崩爛而死。

◇大同三年
從四位下 藤原繼業 〔後紀〕十一月甲辰。從四位下藤原朝臣繼業為左京大夫准大和守。侍従如故。

從五位下 藤原世繼 〔後紀〕五月壬寅。侍従從五位下藤原朝臣世繼為兼官内卿。

◇大同四年
正四位下 ※藤原緒嗣 〔公・大同四年註記〕侍従。衛門督。陸奥出羽按察使。

從五位下 藤原冬嗣 〔後紀〕正月癸巳。春宮亮從五位下藤原朝臣冬嗣為兼刑部卿。四月止使歟。三月辭見内裏。召昇殿上。給衣服。

〔公・弘仁二年尻付〕〔大同〕二正廿三春宮亮。四正十六兼侍従〔亮如元〕。

〔後紀〕二月己未。從五位下藤原朝臣冬嗣為右少弁。侍従春宮亮如故。

從五位下 安倍真直 〔後紀〕二月己未。從五位下安倍朝臣真直為左近衛少將。侍従少納言如故。

從五位下 藤原綱繼 〔公・天長二尻付〕〔延暦〕廿二正七從五位下。……〔大同〕四十一〔庚午 逸史〕侍従。

侍従補任稿 (笠井純一)

一〇

◆弘仁元年

正三位 ※坂上田村麻呂

(公・大同五年註記・大納言) 熱二等。九月十日任。

兵部卿侍従右大將如元。

(公・大同五年註記・中納言) 熱二等。右大將。兵部

卿。侍従。征夷大將軍。九月十九日任大納言。

(公・大同五年註記) (九月) 廿七(廿六レ) 日遷右衛

士督。停陸奥出羽按察使。兼近江美乃守侍従。

従四位上 藤原継業

(後紀) 十月己巳。侍従從四位上藤原朝臣継業為兵部

大輔。近江守如故。

従四位下 藤原冬嗣

(公・弘仁二年付)(大同四年四月)十四日従四下。……

(五年)二月兼右少弁(充侍従如元。大舍人頭督如元)。

従四位下 大庭王

(後紀)九月甲寅。侍従從四位下大庭王為兼大舍人頭。

◇弘仁二年

従四位上 藤原継業

(後紀)五月丁未。従四位上藤原朝臣継業為神祇伯。

侍従近江守如故。

従五位下 藤原世嗣

(後紀)七月乙卯。侍従從五位下藤原朝臣世嗣為兼右

少弁。

◇弘仁三年

従五位下 藤原清本

(後紀)八月戊子。従五位下藤原朝臣清本為侍従。

従四位下 平野王

(後紀)正月甲子。侍従從四位下平野王為兼前守。

◇弘仁四年

従四位下 平野王

(後紀)正月甲子。侍従從四位下平野王為兼前守。

従五位上 藤原世嗣

(後紀)正月甲子。侍従從五位上藤原朝臣世嗣為兼下
総介。

従五位下 藤原淨本

(平八一四三八四、弘仁四年二月九日正倉院御物出納
注文) 侍従從五位下藤原朝臣「淨本」

◇弘仁五年

従五位下 藤原文山

(後紀)七月乙卯。従五位下藤原朝臣文山為侍従。

従五位下 藤原淨本

(平八一四三九三・四、弘仁五年六月十七日正倉院御
物出納注文) 侍従從五位下藤原朝臣「淨本」

(正倉院御物出納文書) 一雙介北雜物出入繼文(付)
七) 侍従從五位下藤原朝臣「淨本」

(○右位署のある繼文は年代不詳だが、使官三名の組
み合わせから、当該年月の出納使と推定した。

(平八一四三九三・四、弘仁五年七月廿九日正倉院御
物出納注文) 侍従從五位下藤原朝臣「淨本」

(平八一四三九三・四、弘仁五年九月十七日正倉院御
物出納注文) 從五位下侍従藤原朝臣「淨本」

(後紀)三月甲申。従五位下藤原朝臣賀祐麻呂為侍従。
武藏介如故。

◇弘仁六年

従五位下 藤原賀祐麻呂

(後紀)八月戊子。従五位下藤原朝臣賀祐麻呂為侍従。

◇弘仁十三年

從四位下 藤原浜主

(統後紀・承和十二年正月辛亥条) 弘仁元年十一月叙
從五位下。累加至正五位下。補侍從。尋叙從四位下。

拜神祇伯。

(類聚國史) 卷九九叙位によれば、藤原浜主が正
五位下に叙されたのは弘仁十三年正月己亥、從四

位下昇叙は同年十一月丁未朔のことである。

◇弘仁十四年

從四位下 恒世王

(紀略) 四月壬寅。立侍從々四位下恒世王為皇太子。
(公・承和十年戊付) 弘仁十四年九月丁卯侍從。

(三夷・貞觀九年五月十九日丁巳条) 弘仁十四年授從
四位下。拜侍從。天長二年賜姓平朝臣。

◆天長二年

從五位下 藤原長良

(公・承和十一年戊付) (天長)二二一侍從(三十三)。
(文実・齊衡三年七月癸卯条) 弘仁十三年為内舍人。
……天長元年二月叙從五位下。二年二月為侍從。

從五位下 豊江王

(三夷・貞觀五年七月十六日丙午条) 弘仁十三年正月
授從五位下。天長二年秋拜少納言。兼侍從

◇天長三年

從四位下 源信

(類史三・遊獵) 正月乙未。從四位下源朝臣信為侍從。
(三夷・貞觀十年閏十二月廿八日丁巳条) (天長)三年
春除侍從。數月遷為治部卿。

(公・天長八年戊付) (天長)三正廿七(二イ)侍從。

從四位下 高枝王 (類史二・祈禱) 八月丁丑。(宣命使)侍從從四位下高
枝王。

◇天長八年

從四位下 正躬王

(公・承和七年戊付) 天長六正七從四位下。同八十一
侍從。

◆天長十年

從四位下 正行王

(文実・天安二年七月己巳条) 天長十年三月授從四位
下。為侍從。時年十八。天皇甚寵遇之。

從五位上 藤原長良

(統後紀)二月丁亥。侍從從五位上藤原朝臣長良為左
兵衛權佐。

◆承和元年

從五位下 清原秋雄

(統後紀)十一月乙丑。以從五位下清原真人秋雄為侍
從。

(三夷・貞觀十六年四月廿四日壬子條) 承和元年夏四

月。嵯峨太上天皇幸大臣巖岳山庄。齋嘗之余。賜大

臣男從五位下澩雄從四位下。澩雄。秋雄並從五位下。

數月秋雄為侍從。四年十月父大臣薨。因而解官。

正五位下 清原秋雄

從五位下 清原秋雄

(続後紀) 正月丁未。以從五位下清原真人秋雄為侍從。

◇承和四年

從五位下 藤原仲縁

(公・貞觀十四年尻付) 承和一(三十) 正七從五下。

同四十二一侍從。

從五位下 橘 宗雄

(続後紀) 七月己酉。侍從從五位下清原真人秋雄守大

◇承和五年

從五位上 藤原春津

(続後紀) 十二月甲辰。從五位上藤原朝臣春津為侍從。

從五位下 藤原平雄

(続後紀) 八月壬申。從五位下橘朝臣宗雄。……並為

◇承和六年

從五位上 滋野貞雄

(三夷・貞觀元年七月十三日丙寅條) 承和元年遷為備

中權守。久而為侍從。九年進正五位下。

◇承和七年

從五位上 拝少納言。兼侍從

(三夷・貞觀元年十二月廿二日癸卯條) 承和五年改權

◇承和八年

從五位下 在原行平

(続後紀) 閏正月乙酉。是日。以正四位下源朝臣融。

……並為侍從。

◇承和九年

從五位下 橘 貞根

(公・嘉祥三年尻付) (承和) 六正二侍從。

◇承和十年

從五位下 在原行平

(続後紀) 二月己巳。從五位下在原朝臣行平為侍從。

◇承和七年

◇承和十二年

從五位下 登美直名

(三夷・貞觀五年五月癸亥朔条) (承和)十二年。法隆寺僧善愷告少納言准侍從從五位下登美直人直名為寺檀越枉法狀。

從五位下 橘 信蔭

(文寒)四月己酉。……從五位下橘朝臣信蔭等為侍從。……侍從從五位下橘朝臣信蔭等。六位己下四人。為莊嚴堂司。

◇承和十三年

從五位下 藤原良方

(統後紀)正月乙卯。從五位下藤原朝臣良方。……並為侍從。

◇仁壽元年

從五位下 橘 信蔭

(文寒)二月丙辰。定先皇御忌齋會行事司。……從五位下……侍從橘朝臣信蔭……為莊嚴堂舍司。

從五位下 橘 伴雄

(統後紀)正月乙卯。……從五位下源朝臣興並為侍從。

◇仁壽二年

從五位下 藤原良繩

(三夷・貞觀十年二月十八日壬午条)仁壽二年授從五位下。為侍從。

◆嘉祥元年

從五位下 橘 安吉雄

(統後紀)五月壬申。從五位下橘朝臣安吉雄為侍從。

◇嘉祥三年

從五位上 鳴江王

(文寒)三月乙巳。侍從從五位上鳴江王……為寶皇寺使。

◇嘉祥三年

從五位上 鳴江王

(文寒)三月乙巳。遣侍從從五位上鳴江王……向伊勢太神宮。迎齋內親王。

◇仁壽三年

從五位下 鳴江王

(文寒)四月庚午。遣侍從從五位上鳴江王。……向伊勢大神宮。

◇仁壽三年

從五位下 藤原良繩

(文寒)四月乙酉。遣侍從從五位上鳴江王。……向伊勢大神宮。

◇仁壽三年

從五位下 橘 悠

(文寒)四月乙酉。從五位下源朝臣悠。……等為侍從。

侍從補任稿

(笠井純一)

一四

◆齊衡元年

從五位下 藤原良繩

(文実)正月辛丑。從五位下……藤原朝臣良繩為播磨介。侍從內藏助如故。
 (文実)八月庚辰。從五位下藤原朝臣良繩為春宮亮。

侍從內藏助播磨介如故。

(三実・貞觀十年二月十八日壬午條)齊衡元年兼播磨介。俄而拜春宮亮。侍從。內藏助。播磨介並如故。

(公・天安二年尻付)齊衡元正十六淮播磨介(助侍從如元)。

(文実)二月辛未。從五位下百濟王教凝為侍從。

從五位下 百濟教凝
從五位下 藤原基經

(公・貞觀六年尻付)(仁壽四)十月十一日從五位下。任侍從。十一月一日侍從。

◆天安元年

從五位上 紀 有常

(三実・元慶元年正月廿三日乙未条)……學授從五位上。……天安元年自左近衛少將。遷為伊勢權守。同年除少納言。兼侍從。明年遷肥後權守。

從五位下 源 至

(文実)二月己丑。遣……侍從從五位下源朝臣至……等於諸山陵。

從五位下 紀 好雄

(文実)九月辛亥。從五位下橘朝臣休蔭為侍從。

從五位下 橘 休蔭

(文実)十月辛卯。從五位下……源朝臣穎為侍從。

從五位下 源 穎

◇天安二年

從四位下 輔世王

(文実)四月壬寅。遣(從四位下)侍從輔世王……等於諸大神社。

從五位上 橘 清蔭

(三実)八月廿七日乙卯。……從五位上行少納言兼侍從橘朝臣清蔭。

從五位上 藤原基經

(三実)八月廿七日乙卯。……左衛門佐從五位上兼行少納言侍從藤原朝臣基經。

從五位上 藤原基經

(三実)九月十四日壬申。左衛門佐從五位上兼行少納言侍從藤原朝臣基經為左近衛權少將。少納言侍從如故。

從四位下 輔世王

(文実)十一月辛酉。遣……侍從從四位下輔世王等。向後田原山陵。

從五位下 源 至

(文実)七月癸丑。從五位下……源朝臣至為侍從。

從五位上 藤原忠宗

(三実)九月廿三日辛巳。中務大輔從五位上藤原朝臣忠宗為侍從。

從五位下	伴 中庸	〔文惠〕三月己巳。從五位下伴宿祢中庸為侍從。
從五位下	坂上岑雄	〔文惠〕六月癸卯。從五位下坂上大宿祢岑雄為侍從。
從五位下	源 同	〔三夷〕九月十四日壬申。散位從五位下源朝臣同為侍從。
從五位下	伴 中庸	〔三夷〕九月十四日壬申。散位從五位下伴宿祢中庸為侍從。
從五位下	橘 休蔭	〔三夷〕十一月廿五日壬午。以散位從五位下橘朝臣休蔭為侍從。
從五位下	源 至	〔三夷〕十一月廿五日壬午。侍從從五位下源朝臣至為右衛門佐。
從四位下	利 基 王	〔三夷〕正月十三日庚午。以散位從四位下利基王為侍從。
從四位下	輔 世 王	〔三夷〕正月十三日庚午。從四位下行侍從輔世王為但馬守。
從五位上	源 同	〔三夷〕十一月十九日庚午。侍從源朝臣同。……並從五位上。
從五位下	良峯經世	〔三夷〕七月十四日丁卯。少納言兼侍從從五位下良峯朝臣經世為杜本社使。
◇貞觀二年		
從五位下	藤原基經	〔三夷〕十一月十六日壬辰。從五位上守左近衛權少將兼行少納言侍從播磨介藤原朝臣基經正五位下。
從五位上	良峯經世	〔三夷〕十一月十六日壬辰。少納言兼侍從良峯朝臣經世並從五位上。
從五位下	藤原基經	〔三夷〕三月八日壬午。授左近衛權少將正五位下兼行少納言侍從播磨介藤原朝臣基經從四位下。
從五位下	源 治	〔三夷〕正月十三日壬午。散位從五位下源朝臣治為侍從。
從五位下	藤原忠宗	〔三夷〕正月十三日壬午。侍從從五位下藤原朝臣忠宗為阿波介。
從五位上	藤原直道	〔三夷〕正月七日丙子。少納言兼侍從藤原朝臣直道。……並從五位上。
從五位下	坂上岑雄	〔三夷〕二月十日癸卯。侍從從五位下坂上大宿祢岑雄為下野介。
◇貞觀四年		
從五位下	源 治	〔三夷〕正月十三日壬午。散位從五位下源朝臣治為侍從。
從五位下	藤原忠宗	〔三夷〕正月十三日壬午。侍從從五位下藤原朝臣忠宗為阿波介。
從五位上	藤原直道	〔三夷〕正月七日丙子。少納言兼侍從藤原朝臣直道。……並從五位上。
從五位下	坂上岑雄	〔三夷〕二月十日癸卯。侍從從五位下坂上大宿祢岑雄為下野介。
◇貞觀五年		
從五位下	坂上岑雄	〔三夷〕二月十日癸卯。侍從從五位下坂上大宿祢岑雄為下野介。

從五位下 藤原國經	〔三夷〕二月十六日己酉。從五位下行播磨介藤原朝臣國經為侍從。播磨介如故。	從五位下 藤原千乘	〔三夷〕五月十六日丙申。……從五位下藤原朝臣千乘。並為侍從。
〔公・元慶六年尻付〕(貞觀) 五一十六兼侍從。		〔公・元慶七年〕(貞觀) 兼侍從。	
◇貞觀六年		◇貞觀八年	
從五位上 藤原諸葛	〔三夷〕二月十六日癸酉。是日。勅遣……從五位上行少納言兼侍從藤原朝臣諸葛等。依式率所司。於西寺綱所。任僧正下。律師已上十六人。	從五位上 藤原諸葛	〔三夷〕正月廿三日庚子。從五位上行侍從兼齋院長官藤原朝臣諸葛正五位下。
從五位上 良岑經世	〔三夷〕二月十六日癸酉。遣從五位上行少納言兼侍從良岑朝臣經世。向延暦寺。	從五位下 藤原弘經	〔三夷〕正月十三日庚寅。以散位從五位下藤原朝臣弘經為侍從。
從五位上 藤原水谷	〔三夷〕正月七日甲午。從五位下……侍從兼齋院長官藤原朝臣水谷。……並從五位上。	從五位下 藤原水谷	〔三夷〕正月廿三日庚子。從五位上行侍從兼齋院長官藤原朝臣水谷為安芸權守。侍從如故。
利基王	〔三夷〕二月十七日乙巳。從四位上行侍從利基王等向田邑山陵。	從五位下 藤原國經	〔三夷〕正月十三日庚寅。(貞觀)八年遷侍從。十五年遷為讚岐權介。
〔三夷〕五月十六日丙申。從四位上行侍從利基王為下野權守。		〔三夷〕正月十一日癸丑。侍從從五位下藤原朝臣國經為右兵衛權佐。	
從五位上 良岑經世	〔三夷〕九月五日癸未。遣……從五位上行少納言兼侍從良岑朝臣經世。率所司。向西寺綱所宣制。	從四位下 興基王	〔三夷〕正月十一日癸丑。散位從四位下興基王為侍從。
〔三夷〕正月廿七日己酉。侍從從五位下源朝臣治為因幡權守。		從五位上 良岑經世	〔三夷〕正月十一日癸丑。從五位上行少納言兼侍從良岑朝臣經世為陸奥守。
藤原高範	〔三夷〕五月十六日丙申。以散位從五位下藤原朝臣高範。……並為侍從。	從五位上 藤原水谷	〔三夷〕四月十一日庚辰。以從五位上行侍從兼安芸權守藤原朝臣水谷為民部少輔。
久須繼王	〔三夷〕正月七日戊申。從五位下……少納言兼侍從久須繼王並從五位上。		
〔三夷〕五月十六日丙申。從五位下藤原朝臣高範。			

從五位下 藤原千乘 〔三夷〕正月十一日癸丑。侍從從五位下藤原朝臣千乘為右少弁。

從四位下 兼善王 〔三夷〕正月廿五日戊寅。散位從四位下源朝臣兼善為右少弁。

〔三夷〕二月十四日丙申。侍從從四位下兼善王。侍從。

賜姓源朝臣。

從五位下 源 加 〔三夷〕二月十一日辛巳。散位從五位下源朝臣加為侍從。

〔三夷〕七月二日壬子。以從五位上行少納言兼侍從和氣朝臣彝範。為檢河內國水害堤使。

〔三夷〕正月廿五日戊寅。侍從從五位下源朝臣弘經為(加賀)權守。

從五位下 橘 休蔭 〔三夷〕二月十一日辛巳。侍從從五位下橘朝臣休蔭為相模権介。

〔三夷〕四月十七日丙戌。以散位從五位下春澄朝臣具瞻為侍從。

〔三夷〕二月十四日丙申。以散位從五位下源朝臣湛為侍從。

◇貞觀十年 從五位上 久須繼王 〔三夷〕九月十一日辛丑。遣從五位上行少納言兼侍從

〔公・寛平五年尻付〕(貞觀)十二三十四侍從。

從五位下 和氣彝範 〔平九一四五〇〇、貞觀十年六月三日清和天皇宣命〕

〔三夷〕二月十五日丁酉。……侍從從五位下藤原朝臣高範告楯列山陵。

從五位下 藤原弘經 〔三夷〕正月廿五日戊寅。侍從從五位下藤原朝臣弘經為(加賀)權守。

〔三夷〕正月廿五日戊寅。侍從從五位下藤原朝臣弘經為(加賀)權守。

從五位下 春澄具瞻 〔三夷〕四月十七日丙戌。以散位從五位下春澄朝臣具瞻為侍從。

◇貞觀十一年 従五位上 和氣彝範 〔三夷〕正月十一日辛巳。遣從五位上行少納言兼侍從和氣朝臣彝範。……並從五位上。

〔三夷〕三月廿三日癸巳。從五位上行少納言兼侍從和氣朝臣彝範為石清水社使。

〔三夷〕正月廿七日乙酉。遣……從五位上行少納言兼侍從和氣朝臣彝範。……向西寺綱所宣制。

〔三夷〕五月廿五日甲午。從五位上行少納言兼侍從和氣朝臣彝範……付太政官牒。

◇貞觀十四年 從五位上 和氣彝範 〔三夷〕三月廿三日癸巳。從五位上行少納言兼侍從和氣朝臣彝範為石清水社使。

〔三夷〕五月廿五日甲午。從五位上行少納言兼侍從和氣朝臣彝範……付太政官牒。

◇貞觀十二年 從四位下 興基王 〔三夷〕正月廿五日戊寅。從四位下行侍從興基王為信濃權守。

〔三夷〕二月十一日辛巳。少納言兼侍從橘朝臣茂生。先

是關荷前。解侍從職。是日有勅。免罪復本。

侍従補任稿

(笠井純一)

一八

◎茂生は貞觀十二年十一月十七日乙丑条に從五位下とあるので、その位階を掲げた。なお元慶二年条参照。

◇貞觀十九年

從五位上 源 是忠 [公・元慶八年戊付] (貞觀十九年正月) 十五日侍従。

從五位上 藤原清生

(三夷)十一月廿五日庚辰。從五位下……侍従良岑朝原朝臣清生。……並從五位上。

從五位下 良岑晨茂

(三夷)十一月廿五日庚辰。從五位下……侍従良岑朝臣晨茂。……並從五位上。

從五位上 藤原清生

◆元慶元年

正五位下 和氣彝範 [三夷]正月三百乙亥。從五位上……少納言兼侍従和氣朝臣彝範。……並正五位下。

◇元慶五年

從五位下 藤原有穗 [公・寛平五年戊付] (貞觀)十九正三從五下。元慶元四十九聽禁色(藏人)。十月十八侍従。

從四位下 雅望王

(三夷)十二月廿七日辛丑。……侍従從四位下雅望王(平)差使(天)……奏。

◇元慶二年

從五位上 橘 茂生 (三夷)八月十四日丁丑。從五位上行少納言兼侍従橘朝臣茂生為上野介。

◇元慶六年

從四位下 雅望王

(三夷)六月廿六日丁酉。……從四位下行侍従雅望王。

從五位下 雅望王

……為右(相撲)司。

(三夷)二月十五日辛巳。侍従從五位下藤原朝臣有穗為侍従。

從五位上 橘 春行

(三夷)正月七日庚戌。從五位下……少納言兼侍従橘朝臣春行。……並從五位上。

……為左(相撲)司。

從五位上 橘 是忠

(三夷)六月廿六日丁酉。……從五位上……侍従源朝臣是忠。……為左(相撲)司。

從五位上 藤原佐名

(三夷)七月廿八日戊辰。……侍従從五位上藤原朝臣佐名補其(右相撲司)闕。

◇元慶三年

從四位上 源 兼善 (三夷)四月廿五日甲申。從四位上行侍従源朝臣兼善卒。

◇元慶七年	從四位下 滋野善根	(三実)正月七日甲戌。正五位下……少納言兼侍從滋野朝臣善根並從四位下。	從五位下 藤原良範	(三実)四月廿七日辛巳。以從五位下行周防介藤原朝臣良範為侍從。
從五位上 藤原諸房	(三実)五月十二日丁丑。從五位上行少納言兼侍從藤原朝臣諸房。	從五位下 源當時	(三実)四月廿七日辛巳。侍從々五位下源朝臣當時為周防介。	
從五位上 橘春行	(三実)十月七日庚子。勅遣……從五位上行少納言兼侍從橘朝臣春行。……向西寺綱所任之。	從四位下 源興扶	(三実)正月十九日辛巳。從四位下行侍從源朝臣興扶卒。	
從五位上 藤原諸房	(三実)二月四日乙未。令……從五位上行少納言兼侍從藤原朝臣諸房。……留守焉。	從五位下 源唱	(三実)二月廿一日辛未。侍從從五位下源朝臣唱為中務少輔。	
從五位下 源泊	(三実)三月九日庚午。以散位從五位下源朝臣泊。……並為侍從。	從五位下 藤原恒泉	(三実)六月十三日辛酉。從五位下行越前權介藤原朝臣恒泉為侍從。	
從五位下 源當時	(三実)三月九日庚午。以……從五位下源朝臣當時並為侍從。	從五位下 源道	(三実)六月十九日丁卯。信濃守從五位下源朝臣道為侍從。	
◆仁和元年		◇仁和三年		
從五位上 橘春行	(三実)二月廿一日丁未。……從五位上行少納言兼侍從橘朝臣春行就版奏請。踏印官符。	從五位上 大江公幹	(三実)正月七日辛巳。從五位下……少納言兼侍從大江朝臣公幹。……並從五位上。	
從五位上 良岑晨茂	(三実)侍從……從五位上良岑朝臣晨茂為肥後權介。	從五位上 橘春行	(三実)二月十七日辛酉。從五位上行少納言兼侍從橘朝臣春行為美作權介。本官如故。	
從五位下 令扶王	(三実)一月廿日丙午。從五位下令扶王為侍從。	從五位上 藤原諸房	(三実)六月十三日乙卯。從五位上行少納言兼侍從藤原朝臣諸房為信濃守。	

侍從補任稿
(笠井純一)

從五位下 源溫 (三夷) 五月十三日丙戌。侍從從五位下源朝臣溫為伊勢介。